

江東お店の魅力発掘発信事業（ことみせ）業務委託
公募型プロポーザル事業実施要領

1 事業の趣旨・目的

江東区内の中小小売店舗等が登録できる本事業の登録店（以下「登録店」）の魅力を発掘し十分に発信することにより、地域経済の活性化や区のイメージアップを図ることを目的として、日常的な取材や記事の編集及び魅力ある情報を電子、紙媒体両方で発信を行う事務局を運営する。

2 業務概要

- （１）業 務 名 江東お店の魅力発掘発信事業（ことみせ）業務委託
- （２）業 務 内 容 別紙「江東お店の魅力発掘発信事業（ことみせ）業務委託仕様書」のとおり
- （３）契 約 期 間 令和８年４月１日から令和９年３月３１日
※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を２回まで更新することができるものとする。
- （４）委託上限額 ４４,５４６,０６１円（税込）

3 参加資格等

以下の要件をすべて満たしている事業者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- （２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- （３）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- （４）江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（２７江総経第３２８１号）による指名停止を受けていないこと。
- （５）江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）
- （６）東京都内に本社または事業所があること。
- （７）地域情報誌の発行及びWEBサイト等での地域情報に関する情報発信について平成２７年度以降に実績があること。
- （８）宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

4 スケジュール

(1) 実施要領の公表期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月23日（火）午後5時

(2) 質問受付期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月14日（日）

(3) 質問回答日

令和7年12月18日（木）午後5時までに公表

(4) 参加表明書等の提出期限

令和7年12月23日（火）午後5時厳守

(5) 提案書等提出期限

令和8年1月7日（水）午後5時厳守

(6) 第一次審査

令和8年1月9日（金）～令和5年1月16日（金）

(7) 第二次審査

令和8年1月29日（木）

(8) 最終選定結果通知

令和8年2月上旬

5 参加手続方法

(1) 実施要領の公表

①公募期間 令和7年12月1日（月）～令和7年12月23日（火）

②公募方法 江東区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

①質問受付期間 令和7年12月1日（月）～令和7年12月14日（日）

※期間後に到着したものは無効とする。

②質問方法 質問票（様式4）により、下記「11 担当課」記載のメールアドレスへ電子メールにて提出すること。

③回答日 令和7年12月18日（木）午後5時までに公表

④回答方法 質問の回答は江東区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない。

(3) 参加表明書等の提出

本事業のプロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

※指定の様式については江東区ホームページにより、ダウンロードのうえ、作成すること。その他は自由とする。

①提出書類

ア 参加表明書（様式1） 1部

イ 会社概要書（様式2） 1部

ウ 受託事業実績表 1 部

委託元団体名、受託年度、業務内容を記載のうえ、実績が確認できる契約書（写し）を添付すること。記載は最大10実績までとし、区、都、都区以外の自治体、その他の順とすること。

②提出期限

令和7年12月23日（火）午後5時厳守

※期間後に到着したものは無効とする。

③提出方法・提出場所

持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（必着）にて、下記「11担当課」に提出すること。

※持参の場合は、事前に電話連絡を行うこと。郵送の際も確認のため、送付した旨の電話連絡を行うこと。

（4）提案書等の提出

下記のとおり提出すること。

①提出書類

ア 提案書 8 部

【内訳】 正本1部（事業者名あり）、副本7部（事業者名なし）

※作成に当たっては、下記「6 提案書の作成要領」を参照すること。

イ 費用見積書（様式3） 8 部

【内訳】 正本1部（住所・名称・代表者（名称・氏名）記載、押印あり）

副本7部（住所・名称・代表者（名称・氏名）記載、押印なし）

※様式については江東区ホームページにより、ダウンロードのうえ、作成すること。

②提出期限

令和8年1月7日（水）午後5時厳守

※期間後に到着したものは無効とする。

③提出方法・提出場所

持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（必着）にて、下記「11担当課」に提出すること。

※持参の場合は、事前に電話連絡を行うこと。郵送の際も確認のため、送付した旨の電話連絡を行うこと。

6 提案書の作成要領

（1）書式

①A4版縦（横書き）とし、表紙・目次・提案事項の順で作成すること。

②事業者名の記載は、表紙のみとする。（作成例等にも事業者名は記載しない）

③両面印刷、長辺とじとすること。また、ページ番号を付けること。

④表紙・目次を含み25ページ以内とすること。

(2) 提案事項

①本業務の取り組みについて

施策の概要・方針、本業務の全体像など

②本業務の実施体制について

担当者の体制、本業務での役割など

③業務の実施方法

別紙「江東お店の魅力発掘発信事業（ことみせ）業務委託仕様書」の「3 委託業務内容」を実施するにあたり、発生する作業をどのように実施していくか具体的に記載し、次の3点については必ず記載すること。

- ・情報誌及びWEBサイトの作成例
- ・外国語WEB記事の作成例
- ・周知イベント等の計画案

④業務の作業スケジュールと進行管理

⑤本業務と同種・類似業務の実績概要

上記「5（3）ウ受託事業実績表」に記載した実績について具体的な記事を記載したうえで、得られた効果及び評価を記載すること。ただし、記載は最大で3実績分までとする。

⑥その他特記事項

提案書を補足する事項等で委託業務に関するものがあれば記載すること。

7 選定方法および評価方法

事業者の選定は、プロポーザル方式により、江東お店の魅力発掘発信事業（ことみせ）業務委託事業者選定委員会で最も高い評価を得た事業者1者を受託候補者とする。

(1) 第一次審査（書類審査）

提出された提案書等により書類選考を実施し、上位の3者程度を第一次審査通過者とする。但し、第一次審査評価基準総得点の60%未満だった場合は第一次審査通過者として選考しない。審査結果は全ての応募事業者に電子メールにて通知する。

(2) 第二次審査

一次審査により対象者となった事業者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの時間、場所等の詳細については第一次審査後に別途通知する。審査結果はプレゼンテーションを実施した全ての事業者に対して、郵送にて通知する。

(3) プレゼンテーション審査における留意事項

- ①必ず本業務実施時の担当者が出席し、説明及び質疑への回答を行うこと。
- ②説明は、提案書に沿って行うこと。追加資料等の提出がある場合は区と協議すること。
- ③時間は、1事業者あたり25分（説明15分、質疑応答10分）とする。

④パソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること。なお、プロジェクター、スクリーンは区で用意する。

(4) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(5) 候補者の決定

候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、第一次審査及び第二次審査の合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、費用見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、費用見積書を再作成し、再提出された費用見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、第二次審査で評価基準総得点の60%未満だった場合は候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 費用見積書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目を区 HP において公表するとともに、担当課で閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※ (1) 以外の参加者の名称はABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、速やかに下記「11 担当課」に連絡の上、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

1 0 その他

- (1) 提案は1者1提案とし、提出期限前であっても再提出は不可とする。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (2) 提出された書類は返却しない。なお、提出書類について情報公開請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき公開することがある。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (4) プロポーザルに要する費用はすべて参加事業者の負担とする。
- (5) 応募申し込み後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに下記「1 1 担当課」に連絡の上、辞退届（様式5）を提出すること。
- (6) 参加表明書を提出した後、区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- (7) 本募集は、江東区議会での令和8年度一般会計予算の議決を前提としている。議会の議決状況により、事業契約の中止、金額の変更の可能性があることを了承のうえ、企画提案を行うこと。

1 1 担当課

江東区地域振興部経済課商業振興係（担当：村岡・小川）

〒135-8383 江東区東陽4-11-28 4階30番

電話：03-3647-9502 FAX：03-3647-8442

E-mail：0602070@city.koto.lg.jp

江東お店の魅力発掘発信事業(ことみせ)業務委託事業者選定 評価基準(一次審査)

評 価 内 容	
①	(事務局運営) ・日常業務(開局日の事務所運営・利用者や登録店からの問合せ対応)の職員体制は十分か ・来街者向けPR、イベント開催できる体制は十分か ・情報誌およびWEBサイトでの情報発信用の記事取材、編集及び運営する職員体制は十分か ・登録店の現況確認を行う体制は十分か ・情報誌の都営地下鉄ラックや配布協力場所への配布、登録店への送付を行う体制は十分か ・事業効果の検証に向けた登録店や利用者に対するアンケート等調査が提案されているか
②	(取材) ・取材により店舗の魅力を引き出し、それを記事として表現し、魅力的な写真撮影ができる職員が確保されているか ・取材を行う職員に対し責任者や指導者によるフォロー、教育体制が構築できているか
③	(情報誌) ・仕様に沿った誌面構成であり、登録店の魅力情報を利用者が読みやすいレイアウト、デザインで作成する編集能力があるか ・特集記事等が興味の持てる企画であり、利用者が引き続き読みたいくなる内容となっているか ・区内の魅力も併せて情報発信できるか ・5月より年6回情報誌が発行できるか
④	(WEBサイト) ・サーバーや個人情報等のセキュリティ対策が確立され、適正な維持管理・運営が行える提案内容となっているか ・登録店独自ページの公開増加に繋げるためのサポート体制は十分か ・サイトのアクセス数が向上する効果的な取り組みが提案されているか ・SNSの仕組みに対する理解度があり有効な提案がなされているか ・WEBサイトでのクーポンの活用方法について有益な提案がなされているか ・仕様書で定めるWEBサイトの改修等が区と円滑に行える提案となっているか ・WEBサイト内の新たな英語ページが、利用者から見やすいデザイン、かつ使いやすい機能で制作され、適正な管理・運営が提案されているか ・登録店を取材して、外国人目線での記事を作成し情報発信できる職員体制は十分か ・外国人が興味を抱く効果的な情報発信が提案されているか
⑤	(イベント等) ・来街者に向けた、登録店舗やクーポン等の利用促進を図る周知イベント等や、登録店を対象にした催し等が実効性ある提案内容となっているか ・登録店どうしのつながりが生まれるような企画が提案されているか ・新たに取り組める事業や新たな客層(外国人等含)を取り込めるような提案内容となっているか
⑥	(区との関り方) ・編集会議等の事務局と区担当者との意見交換・協議の取り組みが提案されているか ・円滑な業務遂行のため区担当者と連携できる職員体制になっているか
⑦	(実 績) ・当事業内容に類似する事業の実施実績があるか
⑧	(経費積算の妥当性) ・業務に必要と考えられる経費が全て計上されたうえで、経費の縮減が図られているか

江東お店の魅力発掘発信事業(ことみせ)業務委託事業者選定 評価基準(二次審査)

評価項目	評価内容
1 全体評価	本事業の趣旨等を理解した上で、的確な提案となっているか。
2 事業内容	(情報誌の作成) 誰もが読みやすいレイアウト、デザインで作成し、店舗の魅力を効果的に伝え、集客に繋げるための工夫がなされているか。
	(WEBサイト) 閲覧者に、店舗の魅力が伝わり、来店につながるような工夫がWEBサイトになされているか。
	(イベント) 来街者に向けた、登録店舗やクーポン等の利用促進を図る周知イベント等や、登録店を対象にした催し等が、実効性ある提案内容となっているか。
3 積極性	本事業について、意欲的な提案がされているか。